○東北地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十八日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　いわき都市計画緑地事業十号永崎防災緑地

三　事業施行期間　自平成二十五年一月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県いわき市永崎字月作及び字橋出地内

使用の部分　福島県いわき市永崎字橋出地内並びに字船付、字川畑、字大平、字月作及び字橋出地先

○関東地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
群馬県利根郡みなかみ町布施字布施宿二七八番一から同町布施字石畑四三五番一まで	前	一二・六〇～三三・八〇（メートル）	〇〇・一〇九（キロメートル）	
	後	一二・六〇～三三・八〇（メートル）	〇〇・一〇九（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字中坂三七八番一から甲斐市志田字砂間八三九番一まで	前	B　六・八五～一二・〇〇（メートル）	三一・二〇～一四五・五八（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　六・八五～一二・〇〇（メートル） B　三一・二〇～一四五・五八（キロメートル）	二三・五二五 一八・〇六二	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	甲府市国母七丁目九〇八番一から同市国母七丁目八五五番三まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月二十八日

○関東地方整備局告示第二十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長　30

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　日本建物評価機構株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	石井　隆之
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十四年六月十九日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	安西　正善

(2)　変更年月日　平成二十四年十二月二十五日

○関東地方整備局告示第二十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般社団法人日本住宅性能評価機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	五井　章
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十四年十一月十五日

○関東地方整備局告示第二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年一月二十八日　関東地方整備局長　森北　佳昭